

在シカゴ総領事館Eメールマガジン

《第 98 号》 ······ 1/15/2013

◎ 目次

1. 安全上のお知らせ

- (1) 「シカゴ市内の飲食店における携帯電話窃盗事件の連続発生」
 - (2) 「飲酒運転に対する注意喚起」
 - (3) 「児童虐待に関する注意喚起」

2. 領事出張サービスのお知らせ（ウィスコンシン州マディソン市）

3. 日本酒テイスティングイベントのお知らせ（イリノイ州シカゴ市）

4. 日本関連文化事業のお知らせ : J-Quiz 2013 (ミネソタ州ブルーミントン市)

5. 休館日のお知らせ：1月21日（月）Martin Luther King Jr. Day

1. 安全上のお知らせ

- (1) 「シカゴ市内の飲食店における携帯電話窃盗事件の連続発生」

(ア) 当地報道によりますと、シカゴ市内のループ地区及びニア・ノース地区の飲食店内において、3~4名の男性グループによる携帯電話（スマートフォン）の窃盗事件が連続して発生しているとのことです。

(イ) 警察当局によりますと、犯行の手口は、店内のテーブルの上に携帯電話（スマートフォン）を置いている客の席へ犯人グループが近づき、寄付を募る名目で話しかけるとともに、資料と見られるパンフレットを携帯電話（スマートフォン）等の上にかぶせておき、立ち去る際にパンフレットと携帯電話（スマートフォン）等を持ち去るというもので、目撃者の証言等から犯人は14歳から25歳くらいの男性グループであり、また、オークション等で高値で売れるスマートフォンに狙いを定めた犯行とのことです。

(ウ) これまでのところ、邦人が同様の被害に遭ったという事例は当館において承知しておりませんが、飲食店内ではこれまでにも荷物を床やテーブル、椅子などに置いたまま席を離れたり、荷物から目を離した隙に盗まれるといった置き引き被害などが発生しております。

邦人の皆様にあっては、飲食店内においても、荷物を自分の前に置き、常に視界の中に入れるようになります。自分の持ち物の管理には十分にお気をつけ下さい。

(2) 「飲酒運転に対する注意喚起」

(ア) アーリントンハイツ警察によりますと、同署管轄地域において、最近、飲酒運転の検挙件数が増加しており、在留邦人も例外ではないとのことです。

イリノイ州を含む米国ほんどの州においては、21歳以上で血中アルコール濃度が0.08%以上(営業車の運転手は0.04%以上)が違反の基準となっています。21歳未満はZero-Tolerance法の適用を受けることから僅かな飲酒でも違反となります。また、16歳未満の未成年者が同乗している場合は悪質な飲酒運転と見なされます。

また、イリノイ州においては、栓の開いたアルコール飲料を車両内において運転した場合、たとえ飲酒していないなくても、罰則は最高1,000ドルの罰金及び1年間の免許停止となっています。

(イ) 日本と米国との違反となる基準を比較しますと大きな差があり(注1)、米国では飲酒運転には比較的寛容であるような感覚に陥りますが、警察に飲酒運転として摘発された場合には非常に厳しい措置がとられます。

※注1 日本での取締り基準(呼気1リットルあたりのアルコール濃度0.15ミリグラム)を
米国の基準(血中濃度)で表すと約0.03%となります。

(ウ) 以下はイリノイ州における飲酒運転を摘発する際の一般的な流れ及び罰則です。

(a) 運転手に何らかの違反事項や不審な動向(不自然な蛇行運転等)が認められた場合、警察官は車両に停止を命じ、免許証、保険証等の提示を求めます。その後、警察官が飲酒運転の疑いがあると判断した場合、その場で身体能力テスト(歩行、バランス等)を実施します。同検査をパスできなかった場合、その場で身柄を拘束の上、警察署に連行され、科学的検査(血液、尿等の検査)を受けることになります。

(b) 警察署での科学的検査の結果(注2)により、0.08%以上のアルコール濃度が検出された場合、その場で6ヶ月間の免許停止措置がとられ、さらに、後日、裁判所により1年間の免許取消及び車両登録禁止、最長1年の懲役刑及び最高2,500ドルの罰金刑等が課される可能性があります(事案によって異なります)。また、これ以外にも押収された車両のレッカ一代、保管代、裁判費用(弁護士代を含む)などが必要な上、飲酒運転の結果として自動車保険料が跳ね上がることもあります(例:3年間、通常料金に1,500ドル上乗せ等)。

※注2 アルコール濃度が0.05%以上0.08%未満の場合は、免許停止にはなりませんが、
後日、裁判所から何らかのペナルティを課せられることがあります。

以上のように、飲酒運転をしたがために被る精神的、金銭的不利益は大きく、さらに飲酒運転により、人身事故を起こした場合取り返しのつかないこととなります。在留邦人の皆様にあっては、普段から安全運転に心掛けておられることと思いますが、改めて「飲んだら乗らない」を厳守し、飲酒運転を行わないようお願いいたします。

(3) 「児童虐待に関する注意喚起」

(ア) 日本ではほとんど問題とならない行為でも、米国では犯罪として厳しい処罰の対象となることがあります。特に、「児童虐待」に関しては当地と日本との間では認識に大きな差があり、

日本では許容される行為も「犯罪」として扱われことがあります。

(イ) 「児童虐待」に関する規定は各州によって異なりますが、イリノイ州では、6歳未満の子供を車両内に監護者なしで10分以上残すことは法律で禁止されています。6歳以上であっても、客観的にみて危険性があると判断される場合は、児童虐待等として警察に通報される場合があります。

(ウ) また、イリノイ州では小さな子供を家に一人で残すことを直接禁止する法律はありませんが、常識的に自分自身で適切な判断・行動ができる年齢までは親の保護が必要と考えられています。特に、14歳未満の子供を家に一人で残した際に、子供の身体や精神に危険が発生した場合は育児放棄または児童虐待の容疑がかけられることがあります。

子供を一人で留守番させることができるものでは、どのような事態が発生しても子供自身の判断で身を守る、保護を求める等適切な行動をとることができます。911番通報や警察官やその他の人に対して英語で適切な対応ができるることは最低の条件といえます。

(エ) 上記以外にも、公衆の面前で子供に対して大声を出すなど過度と捉えられるしかり方は虐待行為と見なされ、また、たとえ子供が小さくても父親が娘と一緒に入浴したり、入浴中の写真を撮ることは性的虐待行為としてそれぞれ処罰の対象となる可能性があります。

(オ) イリノイ州には児童保護を担当する公的機関としてDCS (Department of Children's Service) があります。同機関は児童虐待・育児放棄等を受けている恐れのある児童についての通報を受け付けています。また、同機関は児童虐待・育児放棄等の可能性のある児童の調査活動を行うほか、強制的に児童を親から隔離して保護を行う権利や、裁判所に対して親権剥奪の訴えを起こす権利も有しております。DCSが児童虐待、育児放棄の可能性があるとして調査に入りますと、保護者が嫌疑を晴らすためには司法手続きを経る必要もでてきます。名称や権限等は異なりますが、同様の児童保護機関は各州に設置されております。

「児童虐待」の嫌疑をかけられると精神的な苦痛に加え、時間及び金銭面において大きな負担となります。在留邦人の皆様にあっては、日頃から、日本とアメリカにおいては制度が異なることを認識し、十分注意することが必要です。

===== 2. 領事出張サービスのお知らせ

=====

領事出張サービスを下記のとおり実施します。出張サービスでは、在外選挙人名簿登録申請のほか、旅券の申請・交付、在留届（変更届）、各種証明の申請、戸籍・国籍に関する届出を取り扱っておりますので、多くの方のご利用をお待ちしております。

3月15日（金） ウィスコンシン州マディソン

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_wi_130315.pdf

なお、平成25年度上半期の予定については、決定次第お知らせします。

=====

3. 日本酒テイスティングイベントのお知らせ（1月29日（火））

=====

当館ではシカゴ日米協会及び秋田県と協力して、以下のとおり日本酒テイスティングイベントを開催します。今回のイベントには、秋田県からお越しになる4つの蔵元と当地の卸売業者等が参加し、選りすぐりのお酒が出展されることになっています。多くの名酒が並ぶまたとない機会ですので、日本酒好きの皆さん、奮ってご参加下さい。

日時：2013年1月29日（火）18:30～21:00

場所：Kendall College, 5F

900 N North Branch St., Chicago, IL

参加料：1月25日までに支払いをされた場合は\$45、1月26日以降に支払いをされた場合は、

シカゴ日米協会会員は\$50、非会員は\$60。

詳細は下記のシカゴ日米協会ホームページをご覧ください。

<http://www.jaschicago.org/events/?ee=24>

=====

4. 日本関連文化事業のお知らせ

=====

○ J-Quiz 2013（高校生による日本語・日本文化クイズ大会）（ミネソタ州ブルーミントン市）

日時：2月16日（土）8:30～15:30（クイズ大会のファイナル・ラウンドと表彰式は12:30～15:30）

場所：ノーマンデール・コミュニティ・カレッジ

France Avenue South and 98th Street in Bloomington, MN 55431

この大会は、チーム対抗で日本語と日本文化のクイズに答えていくミネソタ版高校生クイズ大会です。優勝者にはワシントンDCで行われるジャパン・ボール、及びさくら祭りに参加するための切符が贈呈されます。

当日のスケジュールなど、詳しくは下記のサイトをご覧ください。

<http://mn-japan.org/ja/programs/education/j-quiz/2013-summary>

=====

5. 休館日のお知らせ

=====

次回の当館休館日は以下のとおりです。

1月21日（月）Martin Luther King Jr. Day

休館日には領事窓口、広報文化センター、電話での応対等、通常業務は行っておりません。海

外への渡航などで日本のパスポート（旅券）の発給を申請される場合には、発給まで時間を要しますので、現在お持ちのパスポートの有効期間を予めご確認の上、早めの手続きをお願いします。パスポートを含む当館の領事業務につきましては、下記の当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_main_j.html

なお、事件・事故に巻き込まれた方、その他緊急の用件のある方は、当館代表電話（312-280-0400）に電話し、音声に従って操作して頂きますと、緊急電話受付につながります。

総領事館の休館日は、1年間の総休館日数が日本国内の公官庁と同数（2013年は17日）になるよう、米国と日本の祝日を調整して決めています。2013年の年間休館日をお知りになりたい方は、下記の当館ホームページをご覧ください。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/about_main_j.html#about_closed

◆在留状況・連絡先等の変更があった場合◆

在シカゴ日本総領事館では、テロや大規模災害などの緊急事態発生時等に日本人の皆様に直ちに情報の提供ができるよう、在留届を提出して頂いた方の在留状況・連絡先等の確認を行っています。転居やご帰国などにより在留届に記載された事項（住所、電話番号、メールアドレス、家族構成等）に変更があったものの、未だ当館へ変更届を提出していない方は、氏名（漢字およびローマ字）と生年月日を明記の上、変更事項を当館までご連絡下さい。

変更の届出を行っていないと、在留状況等を確認することができず、緊急事態発生時等に当館から情報の発信が行えませんので、必ず変更の届出を行うようお願いします。

◆パスポートの有効期間をご確認下さい◆

パスポートの申請から交付までには時間を要しますので、日頃から現在お持ちのパスポートの有効期間をご確認の上、早めの手続きをお願いします。パスポートを含む当館の領事業務につきましては、当館ホームページをご覧下さい。

http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_main_i.html

＜受信中止・Eメールアドレスの変更＞

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/emailchange.htm>

<バックナンバー>

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/backnumber.htm>

在シカゴ日本国総領事館

E-mail: ryoji@japancc.org

<http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/indexjp.html>

Tel.: 312-280-0400

Fax: 312-280-9568

* * * * *